明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

令和３年８月目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第五四五号から第五六五号まで
号外　第一七六号から第一九八号まで　特第六六号から特第七二号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

政令

二一〇　地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令　四　180　三
二一一　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部を改正する政令　四　180　三
二一二　健康保険法施行令等の一部を改正する政令　四　180　三
二一三　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令　四　180　三
二一四　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令　四　180　五
二一五　株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令　六　182　三
二一六　沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令　六　182　四
二一七　社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令　六　182　五
二一八　児童福祉法施行令の一部を改正する政令　六　182　五
二一九　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令　六　182　五
二二〇　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令　一三　二
二二一　水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令　一三　三
二二二　海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　一三　三
二二三　海上運送法施行令の一部を改正する政令　一三　四
二二四　造船法施行令　一三　三
二二五　行政手続法施行令の一部を改正する政令　二五　二
二二六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令　二五　二
二二七　地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令　二五　二
二二八　戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　二五　三
二二九　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令　二五　四
二四〇　自衛隊法施行令の一部を改正する政令　二五　四

条約

一〇　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書　四　180　六
一一　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書　二〇　191　三

内閣官房令

九　国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令　二七　196　二

内閣官房令・府令・省令

○内閣官房
内閣官房、内閣人事局、カジノ管理委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、財務省、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、財務省、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、財務省、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁
二　関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令　二三　二

府令

○内閣府
五二　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令　二　176　一
五三　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令　二　176　三
五四　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令　二　176　七
五五　船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令　四　180　一七
五六　内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令　二七　196　二
五七　官報及び法令全書に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二七　196　三
五八　激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二七　196　三
五九　金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令　二七　196　三